

## 学校法人栗本学園名古屋国際高等学校単位認定等細則

### (目的)

第1条 この細則は、単位認定・進級・卒業規程（以下「規程」という。）第6条の規定に基づき、規程の実施に関し必要な細目を定めることを目的とする。

### (単位履修認定)

第2条 規程第4条の正規出席時間数の条件を欠き、欠課時数が1単位につき11時間を超える場合は履修認定はできない。ただし、欠課の主な理由が（ア）不時の災害（イ）長期入院（ウ）その他これに準ずる場合は特別に審議することができる。

2 欠課時数が1単位につき7時間を超え11時間以下の場合は、次により履修認定をすることができる。

[欠課時間- (7×単位数)] 時間の補充授業を受けること。ただし、補充授業1時間に付き300円徴収する。

### (単位修得認定の条件)

第3条 規程第4条の単位修得認定をするためには、原則として、その生徒の認定のための成績が、得点31点以上でなければならない。

2 各科目の学年成績評定が「1」の者については、学年末に1回のみ追認試験を行い合格すれば単位修得を認めることができる。ただし追認試験1科目につき300円を徴収する。

3 定期の考査を欠いた者は、理由が正当であれば（忌引等）見込み点を与えることができるが、それ以外は「0」点とする。

4 前項の見込み点は次の式によるものとする。

$$\text{(最も直近に出席した考査の得点)} \times \frac{\text{欠席時の平均点}}{\text{出席時の平均点}} \times 0.6$$

### (進級認定)

第4条 進級の条件は、規程第6条に定めるもののほか、次のとおりとする。

1 その学年の教科、科目の全部について、単位履修が認定された者。

2 1学年においては、教科、科目の全部について単位の修得が認定された者

3 2～3年で未修得単位7単位以下、ただし2年での未修得科目が1科目以下の者。

4 その学年の教科外活動および学校行事の履修のあった者。

### (卒業条件)

第5条 卒業の条件は、規程第4条に定めるもののほか、次のとおりとする。

1 3学年の教科、科目の全部について単位の履修が認定された者。

2 2～3年で未修得単位7単位以下、ただし2年での未修得科目が1科目以下の者。

3 3学年における教科外活動および学校行事の履修のあった者。

### (原級留置)

第6条 次の者は、原級留置とする。

1 5科目または、14単位以上の単位修得保留科目のある者。

- 2 第4条の進級、または第5条の卒業の条件を満たさない者。
- 3 欠席日数が出席すべき日数の1/3をこえる者。
- 4 欠課時数が1単位につき11時間をこえる者。

(追認試験)

- 第7条 1、2年生で4科目以下かつ13単位以下の単位保留科目のある者に対して、3月中に1回追認試験を実施する。
- 2 3年生で4科目以下かつ13単位以下の単位保留科目のある者に対しては、2月中に1回追認試験を実施する。
  - 3 追認試験を受ける場合は、保護者連署の願書に受験料300円(1科目)を添え校長に提出しなければならない。

(除籍の特例)

- 第7条の2 校長は、次の各号に定める場合には、単位認定・進級・卒業規程第4条の規定にかかわらず委員会の審議を待たず除籍を決定することができる。
- 1 学則第23条第2項の規定に基づき、授業料等を期限内に納入しないため除籍する場合。
  - 2 入院等の正当な理由がなく第6条2に該当する場合。

(IBDP 辞退)

- 第8条 国際バカロレア・ディプロマプログラム (IBDP) の履修者は、校長の許可を経て、履修を辞退することができる。ただし、辞退が認められる時期は、2年2学期および3年1学期とする。
- 2 辞退に伴う手続きは、転入学と同様の手続きを取る。

付 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。